

令和4年第4回筑紫野市議会定例会（9月）

提出議案について

令和4年第4回筑紫野市議会定例会（会期：9月2日～9月28日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

同意第22号	筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
<p>固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服申出を審査決定するための委員会で、市の基幹税である固定資産税の評価業務のより一層の適正公正を期するため、中立・独立した第三者機関として設置、運営されているものです。</p> <p>本件は、現委員である白石誠氏が令和4年9月27日で任期満了となるため、白石氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	
認定第1号	令和3年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について
<p>本決算（認定第1～11号）は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付しています。</p> <p>歳入決算額は400億8,023万9,453円、これに対する歳出決算額は382億3,003万9,455円です。これを差し引くと18億5,019万9,998円の黒字となっています。</p>	
認定第2号	令和3年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は98億5,604万1,665円、これに対する歳出決算額は98億3,135万8,707円です。これを差し引くと2,468万2,958円の黒字となっています。</p>	
認定第3号	令和3年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は2,198万5,306円、これに対する歳出決算額は316万828円です。これを差し引くと1,882万4,478円の黒字となっています。</p>	
認定第4号	令和3年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は867万426円、これに対する歳出決算額は513万8,088円です。これを差し引くと353万2,338円の黒字となっています。</p>	
認定第5号	令和3年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は70億6,537万4,951円、これに対する歳出決算額は68億9,235万5,885円です。これを差し引くと1億7,301万9,066円の黒字となっています。</p>	
認定第6号	令和3年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は25億4,737万6,661円、これに対する歳出決算額は25億278万2,227円です。これを差し引くと4,459万4,434円の黒字となっています。</p>	
認定第7号	令和3年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入、歳出決算額ともに6,178万7,899円となっています。</p>	

認定第 8 号	令和 3 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに 2 億 1,388 万 3,992 円となっています。	
認定第 9 号	令和 3 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 325 万 383 円、これに対する歳出決算額は 282 万 6,265 円です。これを差し引くと 42 万 4,118 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 22 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 10 号	令和 3 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 1,523 万 8,596 円、これに対する歳出決算額は 1,412 万 4,935 円です。これを差し引くと 111 万 3,661 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 24 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 11 号	令和 3 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 2,522 万 1,950 円、これに対する歳出決算額は 2,040 万 2,066 円です。これを差し引くと 481 万 9,884 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 23 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 12 号	筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定 12 号及び 13 号は、令和 3 年度筑紫野市水道事業会計及び下水道事業会計の決算に伴い、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、各会計の剰余金をそれぞれ剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、各会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。 収益的収支の決算額は、収入総額 21 億 5,706 万 8,407 円、支出総額 18 億 6,359 万 7,709 円で、損益計算書において 2 億 5,761 万 2,548 円の純利益が生じています。 なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 1 億 8,032 万 9,000 円、建設改良積立金へ 7,728 万 4,000 円をそれぞれ積み立て、資本金へ 1 億 5,178 万 3,000 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 3 億 462 万 69 円、支出総額 8 億 6,427 万 5,811 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。	
認定第 13 号	令和 3 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
収益的収支の決算額は、収入総額 23 億 7,788 万 7,399 円、支出総額 20 億 7,687 万 3,585 円で、損益計算書において 2 億 9,321 万 6,495 円の純利益が生じています。 なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 2 億 9,321 万 6,000 円を積み立て、資本金へ 3 億 8,135 万 5,705 円を組み入れるものです。 また、資本的収支は、収入総額 6 億 1,707 万 2,140 円、支出総額 9 億 8,602 万 5,213 円、収支の差引不足額については、減債積立金等で補填しています。	

報告第 8 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 3 年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
<p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和 3 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて報告するものです。</p> <p>健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことから、「数値なし」という意味である、ハイフンで記載しています。</p> <p>実質公債費比率については、令和 3 年度の比率は 4.0%となり、早期健全化基準の 25%を下回ったものとなっています。</p> <p>将来負担比率については、算定結果がマイナスとなったため、「数値なし」となっています。</p> <p>資金不足比率についてですが、本市の水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足はありませんので、「数値なし」となっています。</p>	
報告第 9 号	筑紫野市土地開発公社事業等の報告について
<p>令和 3 年度は、理事会を 2 回開催し、議案 2 件が原案のとおり可決されました。</p> <p>役職員の異動については、4 月に常務理事が就任し、管理係長が派遣されています。また、5 月には理事 1 名の交代がありました。</p> <p>事業計画の執行状況については、台帳番号 49 の筑紫駅西口土地区画整理事業、面積 2,884 m²を売却額 1 億 374 万 6,009 円で処分しています。</p> <p>財務の状況については、令和 3 年度は筑紫駅西口土地区画整理事業を処分しましたが、252 万 8,615 円の当期純損失となり、準備金合計は、3 億 3,105 万 875 円となっています。借入金の期末残高は、短期借入金 2 億 2,400 万円、前年度比で 9,636 万 7,787 円の減となっています。</p> <p>土地の保有状況については、公有地残高の期首残高が、面積 9,442 m²、金額 6 億 4,546 万 2,561 円でしたが、当期増加高が 46 万 7,913 円、当期減少高が 1 億 39 万 5,009 円となったため、令和 3 年度の期末残高は、面積 6,558 m²、金額 5 億 4,553 万 5,465 円となっています。</p> <p>また、本年の 5 月 19 日に監事による監査が実施され、内容は適正であるとの報告を受けています。</p>	
報告第 10 号	公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について
<p>筑紫野市文化振興財団は、筑紫野市より指定管理者として指定を受け、筑紫野市文化会館の管理運営及び市民の文化芸術の振興に関する事業を実施しています。</p> <p>令和 3 年度の合計入場者数は 3 万 4,178 人、使用料は 1,890 万 6,060 円です。なお、使用料については、公的使用は減免制度があり、その減免額が 1,354 万 7,040 円となっているので、実質の納入額は 535 万 9,020 円です。</p> <p>公演事業については、令和 3 年度のテーマを「心にうるおいを人と文化をつなぐ感動の空間」とし、「音楽の楽しみ方講座」、「ちくしのミュージックフェスタ with DA・N・KA・IVol.5」、「第 17 回ちくしの寄席」など 10 事業を実施しました。実施にあたっては、検温、アルコール手指消毒及び座席の間隔をあけるなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を十分に行いました。</p> <p>公演事業の令和 3 年度の入場者率は、座席数に対して 69.7%の入場者率となっています。</p>	

決算の状況は、公益財団法人の会計については、公益法人会計基準に基づいて、公演事業の全てと文化会館の公益目的での貸与に関する「公益目的事業会計」、文化会館の公益目的外での貸与及び物品販売手数料の収入に関する「収益事業等会計」、財団の組織運営に関する「法人会計」の3つの会計で構成しています。金額については消費税を抜いた経理数字であり、経常収益合計については、8,124万9,164円です。収入の主なものは、筑紫野市からの指定管理受託収益7,951万4,545円です。経常費用の合計は7,534万7,741円です。なお、公益目的事業会計の経常費用計は4,649万4,013円です。これらの費用の主なものは、公演事業や清掃等に関する委託費、人件費及び施設の光熱水費等です。

収入から支出を引いた当期経常増減額は590万1,423円で、これが当年度の収支です。一般正味財産期末残高3,572万4,588円と指定正味財産期末残高1,500万円を加えると、5,072万4,588円となり、この額が文化振興財団の正味財産期末残高となります。

報告第 11 号 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）

報告 11 号及び 12 号は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行っていますので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものです。

本件は、令和 4 年 4 月 5 日午前 11 時 30 分、本市針摺中央 1 丁目において発生した公用車の物損事故により、相手方自宅の外壁を損傷させたものです。この事故に伴う損害賠償額について、9 万円で示談協議が整いましたので、本年 7 月 20 日付で専決処分を行ったものです。

報告第 12 号 専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）

本件は、本年 7 月 19 日午前 1 時頃、本市大字山家 4963 番付近の市道において発生した道路事故により、相手方車両を損傷させたものです。この事故に伴う損害賠償額について、29 万 18 円で示談協議が整いましたので、本年 8 月 17 日付で専決処分を行ったものです。

議案第 36 号 筑紫野市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

本件は、個人情報保護に関する法律の一部改正が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例を新規制定するものです。

議案第 37 号 筑紫野市議会議員及び筑紫野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、公職選挙法施行令に規定する選挙運動の公費負担の限度額引き上げに伴い、本市の公費負担の限度額を改正し、また、市が公費負担できるものについて追加するために条例の一部を改正するものです。

議案第 38 号 筑紫野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等の措置を講じるため、条例を改正するものです。

議案第 39 号	筑紫野市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が令和5年4月1日から施行されることに伴い、同法第 89 条第 2 項の規定により、開示請求の手数料を無料とする旨を規定するほか、所要の変更を行うため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 40 号	筑紫野市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、J R 二日市駅地区整備事業に関連して、同駅西側に建設する市営自転車駐車場の名称等を定めるため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 41 号	市道路線の認定について
<p>本件は、J R 二日市駅地区整備事業にて整備する道路を、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線の認定をするため、同条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 42 号	市道路線の変更について
<p>本件は、道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき、J R 二日市駅地区整備事業に伴う道路整備にて重複となる市道路線を変更するため、同条第 3 項の規定により準用する同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。</p>	
議案第 43 号	字の区域の変更について
<p>本件は、市施行の筑紫駅西口土地区画整理事業について、市民生活の利便性の向上を図るため、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、字の区域を変更するものです。</p>	
議案第 44 号	令和 4 年度筑紫野市一般会計補正予算（第 4 号）について
<p>歳出予算の主な内容は、公共施設等整備基金への積立として 7 億 2,506 万 8,000 円、自宅療養者への支援である自宅療養者食料物資支援事業として 1,000 万円、私立保育所などへの支援である保育所等給食支援費補助事業として 1,764 万円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算として、普通交付税 9 億 3,760 万 2,000 円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 11 億 505 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 352 億 1,691 万 5,000 円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為については第 2 表、地方債については、第 3 表のとおりです。</p>	
議案第 45 号	令和 4 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
<p>歳出予算の主な内容は、傷病手当金として 126 万 5,000 円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 2,468 万 2,000 円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,594 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 100 億 4,444 万 6,000 円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為については第 2 表のとおりです。</p>	

議案第 46 号	令和 4 年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
<p>歳出予算の主な内容は、保険給付費支払準備基金として 8,414 万 9,000 円、国庫支出金返還金として 2,495 万円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 1 億 7,301 万 8,000 円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 8,155 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 72 億 28 万 6,000 円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為については第 2 表のとおりです。</p>	
議案第 47 号	令和 4 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
<p>歳出予算の主な内容は、広域連合納付金として 4,303 万 2,000 円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算として、前年度繰越金 4,459 万 3,000 円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,459 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 26 億 2,803 万 2,000 円とするものです。</p>	

令和4年第4回筑紫野市議会定例会（9月）

追加提出議案について

令和4年第4回筑紫野市議会定例会において、9月22日に次の議案を追加提案しましたので、その内容をお知らせします。

議案第48号	令和4年度筑紫野市一般会計補正予算（第5号）について
<p>本件は、住民税非課税世帯等への緊急支援給付金支給事業として6億1,600万2,000円、オミクロン株に対応する新型コロナウイルスワクチン接種事業として2億8,187万6,000円の増額をするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金として2億5,561万2,000円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億9,787万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を361億1,479万3,000円とするものです。</p>	